# 重点分野 7 ケアラーへの支援

家族介護者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会的な支援の充実に取り組みます。

# 取り巻く状況

- ○「ケアラー」とは、高齢や障害、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、 無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことです。
- 例えば、高齢者が高齢者家族などの介護を担う「老老介護」、子育てと親などの介護を同時に担う「ダブルケア」、未婚や離婚、きょうだいがいないなどの理由により一人で親などの介護を担う「シングル介護」等が話題になっているように、近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会環境の変化によって、家庭におけるケアの人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっています。また、介護と就労の両立や介護離職したケアラーの経済的問題等も生じています。
- また、子ども(18 歳未満)のケアラーは「ヤングケアラー」と呼ばれていますが、本来であれば大人が担うと想定されている病気や障害のある家族等のお世話に忙殺され、本来受けるべき教育を受けることや、同世代との人間関係を満足に作ることができないような状況が生じています。
- 県では、ケアラーが、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる社会を実現することを目的として、2023(令和5)年4月1日に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。また、2023(令和5)年度には、ケアラーが孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、支援を必要とするケアラーに届く施策を推進します。

# ケアラーへの支援

# 目指す姿

○ ケアラーが、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる。

本計画における目標	基準値	目標値
ケアラー認知度	71.6% (R4)	83% (R8)

# 現状と課題

- 県内の 15 歳以上で「ふだん介護している」という人は、約6万9千人と推計されています(2021(令和3)年社会生活基本調査)。
- 県では、2023(令和 5 )年度に独自の実態調査を実施し、ケアラー(ヤングケアラー)が 抱えている課題等をより詳細に把握しました。
- ケアラー当事者への調査結果では、主なケアラーは、「女性」が約7割を占めています。年齢別では「65歳以上」のケアラーが約5割で、うち半数が「75歳以上」でした。特に「75歳以上」のケアラーのうち約4割は、介護保険制度による「要支援」「要介護」の認定を受けており、「老老介護」の現状が明らかになりました。また、「18~64歳」のケアラーでは、約4割の方に「退職・転職した」「勤務時間を減らした」など、お世話による就労状況の変化がありました。
- 県内公立小学校6年生、公立中学校2年生、公立高等学校2年生を対象にしたヤングケアラー実態調査では「家族の中にあなたがお世話をしている人がいる」と回答した児童・生徒が、小学生で4.5%、中学生で4.1%、高校生で2.9%となっています。このうち、多くは「きょうだい」のお世話をしているという回答でしたが、約1割強は、高齢の家族のお世話をしていると回答がありました。
- ○「ケアラー」に関する認知度は、県民の約7割となっています(2022(令和4)年度県民モニター調査)。また、ケアラーと関わりがある支援機関(地域包括支援センターや居宅介護支援事業所)でも、「ほぼすべての職員が知っている」と回答があった事業所等は、7割に留まっています(2023(令和5)年度支援機関向け実態調査)。多くの県民にケアラーに関する理解を深めていただくとともに、支援機関に対する理解促進も課題となっています。

# 今後の取組

- ケアラー全般の支援体制を強化するためには、高齢、障害、難病、こども、教育、労働など多岐の分野が関係しており、庁内で幅広い部局で連携するとともに、市町、事業者、教育や福祉等の関係機関・団体等の協力のもと推進体制を構築します。
- 2023(令和5)年度に策定する「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、市町、事業者・ 民間支援団体等と連携し、次の4点を施策の柱として位置づけ、長崎県ケアラー支援条例 に掲げる目的である「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実 現」に向けた取組を推進します。
  - ア)ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動

ケアラーについて身近な問題であることを広く県民に知っていただくための普及啓発を行うとともに、ケアラーが自らの悩みや負担について気づき、相談できることを知っていただく取組を推進します。

# イ)ケアラー支援を担う人材の育成

ケアラーの発見や相談対応、及び支援には、ケアラーを取り巻く行政や関係機関、教育機関等の多様な関係者が連携しながら関わっていくため、ケアラー支援に関する研修等の機会を多面的に設けることにより、ケアラー支援を担う人材を幅広く育成します。

# ウ)ケアラー支援に関する実施体制の整備

ケアラーの地域での孤立防止や、お世話と仕事の両立支援に繋げるため、早期発見の 取組を強化し、ケアラー支援に関する身近な相談先の明確化と周知を図ります。また、 ケアラー支援に関して様々な主体が実施する各種サービス等の情報を集約し、ホームペー ジ等により紹介すること等により活用促進を図るとともに、相談及び支援にあたっては、 支援等を必要とするケアラーの抱える多様な課題に対応するため、ケアラーに寄り添う 様々な協議体を活用しながら関係者の連携強化を図ります。

# エ) 民間支援団体等による支援の推進

県内で活動している、同じような悩みを抱えるケアラーの交流拠点や相談支援等、多様な民間支援団体や当事者団体の現状を把握し、団体等による取組を県民に周知するとともに、団体等への情報提供や必要な助言等を行います。また、ケアラー支援に関して、地域共生の視点を意識した助け合い活動の創出等を支援する取組を推進します。

# 長崎県ケアラー支援条例の概要

# (令和5年4月1日施行)

## 条例前文より

## 【条例の目指すべき姿】

ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるようになる。

# 【課題】

少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーに過度な負担が かかっている。根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出 「ヤングケアラー」「老老介護」「ダブルケア」「シングル介護」 しにくくなっており、受けられる支援すら届かない。

## 【課題解決のために】

ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊 することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要。

## 【条例制定にあたっての決意】

ケアラーに対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、だれ一人取り残さない。

#### 目的 (第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事 業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支 援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に 関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康 で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目指す。

#### (第3条) 基本理念

- □ ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化 的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれることがないように行 われなければならない。
- □ ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団 体等の<u>多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携</u> を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える ように行われなければならない。
- □ ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に 社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を 養う重要な時期であることに鑑み、<u>適切な教育の機会を確保し</u>、<u>かつ、</u> 心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われ なければならない。

#### (第2条) 定義

### ケアラー:

高齢、障害又は疾病等により援助を必 要とする親族、友人その他の身近な人 に対して、無償で介護、看護、日常生 活上の世話その他の援助を提供する者

- ・<u>ヤングケアラー:</u>
  - ケアラーのうち、18歳未満の者

<u>県民等:</u> 県民、県内に通勤し、又は通学する者 及び県内で活動する者

事業者:

県内に事務所又は事業所を有し、事業 活動を行う者

関係機関:

介護、障害者及び障害児の支援、医療、 教育、児童の福祉等に関する業務を行 い、その業務を通じて日常的にケア ラーに関わる可能性がある機関

民間支援団体:

ケアラー支援を行うことを目的とする 民間の団体

# 県の責務

(第4条)

# □ ケアラー支援に関わる割

度間の調整 □ 離島、へき地及び中山間 地域の地域性及び特殊性を 踏まえたケアラー支援施策 の総合的・計画的実施

# 県と市町等との連携

- □ 市町、事業者、関係機関、 民間支援団体等との相互連携
- □ 市町の役割の重要性に鑑み、 市町がケアラー支援施策を実 施する場合の助言その他必要 な支援

# 県民等・事業者の役割 (第6条・第7条)

- □ ケアラー支援の必要性についての理解
- □ 県・市町の施策への協力
- □ 従業員の勤務への配慮・支援

## (第8条・第9条)

# 関係機関の役割

- □ 県・市町の施第への協力
- □ 日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の認 識、健康状態、教育機会の確保等の確認、支援 の必要性の把握

# 県の推進計画

(第10条)

# 県の主要な施策等

(第11条~第15条)

- □ケアラー支援に関する基本方針
- □ケアラー支援に関する具体的施策 等
- □ 広報啓発活動
- □ 支援を担う人材の育成
- □ 計画の実施体制・連携協力体制の整備
- □ 民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- □ 必要な財政上の措置